

無線LANアクセスポイント設置仕様書

借主は自動販売機の設置に際し、無線LANアクセスポイント（以下「アクセスポイント」という。）機能付自動販売機を設置し、公衆無線LANサービス（以下「サービス」という。）を提供すること。

1 設置台数等

- (1) 設置台数は2台とする。
- (2) 設置の詳細については、貸主と借主が協議の上、決定するものとする。

2 費用負担等

- (1) アクセスポイントの設置運営に必要な費用、維持管理に必要な費用は借主の負担とする。
- (2) アクセスポイントの保守、不具合への対応、接続方法の問い合わせ等は借主が責任を持って対応すること。

3 アクセスポイント機器・サービス等の仕様

- (1) 設置するアクセスポイントは、Wi-Fi機能付端末で接続することが可能で、利用者が無料で使用できるものとする。
- (2) 利用者がアクセスポイントに接続する際に利用規約に同意させた上で利用できる等、認証機能を備えること。
- (3) 利用端末とアクセスポイント間の通信を暗号化する機能を設けること。
- (4) 利用者1回当たりの利用時間を制限できること。
- (5) アクセス数等のサービス利用状況を貸主へ情報提供すること。
- (6) 警察等公的な機関より、犯罪捜査等のためアクセスログファイル提供の依頼があった場合は、必要に応じて対応できること。
- (7) 災害時には、通信制限を開放できること。
- (8) 運用中に問題が生じた場合、直ちにサービスを停止できること。

4 その他

この仕様書に明示されていない事項または条項の解釈に疑義が生じたときは、貸主と借主とが誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。